

議第75号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第6の3（第2条関係） 建築物省エネ法関係				別表第6の3（第2条関係） 建築物省エネ法関係			
手数料を徴収する事務	手数料の額			手数料を徴収する事務	手数料の額		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第12条	特定建築行為（法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この表において同じ。）をしようとする建築物の工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、冷蔵冷凍倉庫、定温倉庫、データセンタの用途に供	ア 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	27,000円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号口の基準（以下「モデル建築物消費性能基準」という。）に適合し	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第12条	特定建築行為（法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この表において同じ。）をしようとする建築物の工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設、冷蔵冷凍倉庫、定温倉庫、データセンタの用途に供	ア 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	27,000円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号口の基準（以下「モデル建築物消費性能基準」という。）に適合し

第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	する部分（以下この表において「工場等部分」という。）の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場等部分以外の部分（非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）に限る。以下この表において「工場等以外の部分」という。）の床面積の合計のキからシまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額	イ～シ 略	ている場合にあっては22,000円)
2 略			
3 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費	(1)～(3) 略 (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等をする建築物が第1号に掲げる建築物以	ア 住戸の床面積の合計が300平方メートル	略

第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	する部分（以下この表において「工場等部分」という。）の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、当該建築物の工場等部分以外の部分（非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）に限る。以下この表において「工場等以外の部分」という。）の床面積の合計のキからシまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額をそれぞれ合算した額	イ～シ 略	ている場合にあっては22,000円)
2 略			
3 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費	(1)～(3) 略 (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等をする建築物が第1号に掲げる建築物以	ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メー	略

費性能向上計画の認定の申請に対する審査	外の場合にあっては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	未満のもの	
		イ 住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	略
		ウ 住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	略
		エ 住戸の床面積の合計が	略

費性能向上計画の認定の申請に対する審査	外の場合にあっては、当該建築物の住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分のみの床面積。以下この号において同じ。）の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	トル未満のもの	
		イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	略
		ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	略
		エ 住宅部分の床面積の合計	略

		5, 000 平方メートル以上のもの	
		オ～コ 略	
	(5) 略		
4 法第3	(1)～(3) 略		
1条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた部分に係るものを含む。）のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計（既に当該計画の認定を受けた	ア <u>住戸</u> の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	略
		イ <u>住戸</u> の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	略
		ウ <u>住戸</u> の	略

		が5, 000平方メートル以上のもの	
		オ～コ 略	
	(5) 略		
4 法第3	(1)～(3) 略		
1条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積（ <u>基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分のみの床面積。以下この号において同じ。</u> ）の合計（既に当該計画の認定を受けた部分で変更しな	ア <u>住宅部</u> 分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	略
		イ <u>住宅部</u> 分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	略
		ウ <u>住宅部</u>	略

		部分で変更しない部分に係るものを含む。)のオからコマまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
			エ 住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	略
			オ～コ	略
(5) 略				
5・6 略				
7 法第3条第1項の規定による建築物エネ	(1) 申請に係る建築物が一戸建ての住宅の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲	ア 床面積の合計が200平方メートル未満の	40,000円(消費性能基準適合図書)の提出がある場合は5,000円、	

		い部分に係るものを含む。)のオからコマまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のオからコマまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
			エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	略
			オ～コ	略
(5) 略				
5・6 略				
7 法第3条第1項の規定による建築物エネ	(1) 申請に係る建築物が一戸建ての住宅の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲	ア 床面積の合計が200平方メートル未満の	40,000円(消費性能基準適合図書)の提出がある場合は5,000円、	

ルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	げる区分に応じ当該区分に定める額	もの	<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準</u> （以下「仕様基準」という。）に適合している場合（消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において同じ。）にあつては20,000円）	ルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	げる区分に応じ当該区分に定める額	もの	<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準</u> （以下「モデル住宅消費性能基準」という。）に適合している場合又は同号イ(3)及び同号ロ(3)の基準（以下「仕様基準」という。）に適合している場合（消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において同じ。）にあつては20,000円）
		イ 床面積の合計が200平方メートル	45,000円（消費性能基準適合図書の提出がある場合は			イ 床面積の合計が200平方メートル	45,000円（消費性能基準適合図書の提出がある場合は

		ル以上のもの	5,000円, 仕様基準に適合している場合にあつては22,000円)			ル以上のもの	5,000円, <u>モデル住宅消費性能基準に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にあつては22,000円)</u>
(2) 申請に係る建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあつては, 当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ, 当該区分に定める額を, 当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を, それぞれ合算した額	ア 住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円 (消費性能基準適合図書 ¹ の提出がある場合は11,000円, 仕様基準に適合している場合にあつては39,000円)		(2) 申請に係る建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあつては, 当該建築物の住宅部分の床面積 (基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあつては, 住戸の部分のみの床面積。以下この号において同じ。) の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ, 当該区分に定める額を, 当該建築物の非住宅部分の床面	ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円 (消費性能基準適合図書 ¹ の提出がある場合は11,000円, <u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準</u> (以下「モデル共同住宅消費性能基準」という。)に適合している場合又は仕様基準に適合している場合にあつては39,000円)	

イ 住戸の 床面積の 合計が3 00平方 メートル 以上2, 000平 方メー トル未 満の もの	136,000 円 (消費性能基準 適合図書 ¹ の提出 がある場合は2 3,000円, 仕様基準に適合 している場合に あっては67, 000円)
ウ 住戸の 床面積の 合計が 2,00 0平方メ ートル以 上5,0 00平方 メートル 未満の もの	233,000 円 (消費性能基準 適合図書 ¹ の提出 がある場合は5 3,000円, 仕様基準に適合 している場合に あっては12 2,000円)

積の合計のオからコ
までに掲げる区分に
応じ当該区分に定め
る額を、それぞれ合
算した額

イ 住宅部 分の床面 積の合計 が300 平方メ ートル以上 2,00 0平方メ ートル未 満のもの	136,000 円 (消費性能基準 適合図書 ¹ の提出 がある場合は2 3,000円, モデル共同住宅 消費性能基準に 適合している場 合又は仕様基準 に適合している 場合にあっては 67,000 円)
ウ 住宅部 分の床面 積の合計 が2,0 00平方 メートル 以上5, 000平 方メー トル未 満の もの	233,000 円 (消費性能基準 適合図書 ¹ の提出 がある場合は5 3,000円, モデル共同住宅 消費性能基準に 適合している場 合又は仕様基準 に適合している 場合にあっては

							122,000 円)
		エ 住戸の 床面積の 合計が 5,000 平方メ ートル以 上のもの	334,000 円 (消費性能基準 適合図書 ^{の提出} がある場合は9 5,000円, 仕様基準に適合 している場合に あつては18 5,000円)			エ 住宅部 分の床面 積の合計 が5,000 平方メ ートル 以上のも の	334,000 円 (消費性能基準 適合図書 ^{の提出} がある場合は9 5,000円, モデル共同住宅 消費性能基準に 適合している場 合又は仕様基準 に適合している 場合にあつては 185,000 円)
		オ～コ 略				オ～コ 略	
8 略							
備考 略							

							122,000 円)
		エ 住戸の 床面積の 合計が 5,000 平方メ ートル以 上のもの	334,000 円 (消費性能基準 適合図書 ^{の提出} がある場合は9 5,000円, 仕様基準に適合 している場合に あつては18 5,000円)			エ 住宅部 分の床面 積の合計 が5,000 平方メ ートル 以上のも の	334,000 円 (消費性能基準 適合図書 ^{の提出} がある場合は9 5,000円, モデル共同住宅 消費性能基準に 適合している場 合又は仕様基準 に適合している 場合にあつては 185,000 円)
		オ～コ 略				オ～コ 略	
8 略							
備考 略							

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。